

## 貧民問題を巡るスミスとヘーゲル（Ⅱ）

稲 葉 振 一 郎

### 目 次

はじめに

- 1 貧民論の構図
- 2 「市民社会」論
  - a スミス「文明社会」（以上第25巻第3号）
  - b ヘーゲル「市民社会」
- 3 陶冶の機構と対貧民政策
  - a スミス（以上本号）
  - b ヘーゲル（以下次号）

おわりに

### 2 「市民社会」論

#### b ヘーゲル「市民社会」

結論を先取りしておくならば、ヘーゲルの「市民社会」論の商品経済像は、前項に見てきたようなスミス『国富論』における資本と労働の自由な移動のごとき、内在的同一性を生むメカニズムを欠いているその限りにおいて、スミス以降の古典派経済学よりもむしろ「重商主義」経済学の世界に近いのである。

例えばこういう記述をどう解釈すればよいのか。

- ① 「この〔市民社会の商工業の〕特殊的利益は、上からの規制に反対し

て……商工業の自由を求めはするが、しかしそれは、盲目的に利己的利益に没頭してしまえばしてしまうほど、ますますこうした規制を必要とし、普遍的なものへと連れ戻されるのであって、その結果、私益の危険な突発的衝突は緩和され、そうした衝突が緩和される時間的長さも短縮されるのである。この衝突は、上からの規制がなくても、知らず知らずのうちに必然的な道をたどってついには調停されるであろうが、それに要する時間的長さが、上からの規制によって短縮されるのである。(An § 236)

あるいは第1節にも引用したが、

- ② 「市民社会が妨げられることのない活動状態にあるときは、市民社会はそれ自身の内部で人口と産業との発展途上にある。……特殊の労働の個別化と融通の利かなさが増大するとともに、この労働に縛り付けられた階級の隷属と窮乏とが拡大し、これと関連してこの階級は、その他の諸々の能力、とくに市民社会の精神的な便益を、感受し享受する能力を失う。(§ 243)」

「市民社会の成員に必要な生計の規模は自ずから決まってくるが、大衆がこの一定の生計規模の水準以下に零落するということは、——したがって権利感情、遵法感情、おのれの活動と労働によって生活を維持するという誇りの感情を失うまでに転落するということは、——賤民の出現を引き起こし、これに伴って他方では同時に、不釣合な富が少数者の手中に帰することが一層容易になる。(§ 244)」

- ③ 「貧困に陥ろうとしている大衆を助けて、彼らなりのちゃんとした生活様式を続けさせるための直接の負担が、富んでいるほうの階級に課せられるか、あるいはそのための直接の手段が、仮に他の公的所有(富裕な公営病院、慈善施設、修道院)の内にあるとすれば、窮民 [Bedürftige] の生計は労働によって媒介されることなくして保障されることになるであろう。しかしこのことは市民社会の原理に、すなわち市民社会の諸個人の自主独立と誇りの感情という原理に反するであろう。——そこでこの度は彼らの

生計を労働によって(労働の機会を提供することによって)媒介するとすれば、生産物の量が増えることになるであろう。そうすると、一方では生産物がありあまり、他方ではこれに釣り合った(それ自身生産者である)消費者が不足するということになるのであって、これがとりもおさず禍の本質である。そしてこの禍は、前の直接的方法によっても、後の間接的方法によっても、ただ増大するばかりである。(§ 245)

「イギリスでは(ことにスコットランドにおいては)、貧困対策としても、またとくに社会の主観的土台である廉恥心と誇りの放擲とか、賤民発生の源である怠惰や浪費などかに対する対策としても、貧民を彼らの運命に任せて、大道で乞食をせよと命ずるのが、最も直接的に効果のあるやり方であることが実証済みなのである。(An § 245)」

①の「必然的な道」なる形容はいかにも「見えざる手」風である。しかし「調停……に要する時間的長さが、上からの規制によって短縮される」といった記述を看過してはならない。『国富論』のスミスならばこうした思考法を採ることはないであろう。スミスの思考にそぐわしくないのは、「上からの規制」のみではない。前節で見た通り、『国富論』でいう「見えざる手」の作動は、市場の調整過程をある均衡点に最終的に導く、といったものではなく、資本蓄積と人口増加の過程を許容可能な範囲で持続させる、というもののなのである。過程の終点、ではなく、過程そのものの持続が問題であるのならば、過程の短縮ということにどれほどの意味があるのか?

②が『国富論』の、分業による労働貧民の徳性の衰退についての議論の継承であることは言を待たないが、ここにも微妙なズレが生じている。『国富論』の所論には「分業の進展の結果、労働貧民が窮乏化、すなわち生活水準の低下をこうむる」という含意はない。『国富論』では賃銀水準は需給両面から決定されるのであり、労働貧民の技能のあり方によってのみ規定されるわけではない。そもそも『国富論』においては、「分業による労働の単純化」イコール「技能の低下」とは必ずしも考えられていない。

③もまた、大いに不可解である。素直に読めば如何にも古典派的「自由放任 *laissez-faire*」の薦めとも取れるこの発言はしかし、①や②と矛盾することはないのか。その真意は一体どこにあるのか。もちろんそれは、国家の直接的な介入の限界の指摘であって、市場の論理の無制限な貫徹を認めるわけではなく、後論の、職業組合による集団的自助の薦めによって償われている、と読むこともできる。しかしなぜ国家では駄目で、職業団体であれば良いのか？

時系列的な前後関係の上ではヘーゲルはスミスの後にくる存在であり、テキスト中においてもスミスに言及している。19世紀末にそのノートが発見されたスミス『法学講義』がヘーゲルにとって利用不能であったのは明らかであるが、『国富論』を読んでいたことは確実である。そして排他的所有権論として一貫している『法の哲学要綱』第1部「抽象的法・権利」と第2部「道徳」は、誤解を招く言い方をあえてすれば、スミスと同時代の作品である、という印象を与える。となればヘーゲルがスミス以前の事を書くはずはない、という軽率な臆見にも、根拠がないとは言えまい。であれば、「行政」論における、市場経済が必ずしも均衡せず、それによって富の分配の不平等を生むので、行政的介入によって均衡の達成を促さなければならない、という議論が著しく進歩的な、スミス以後的、いや古典派経済学以後的な色彩を帯びて読者の目に映ることがあっても、その責を読者の不勉強に帰することはできまい。

しかし虚心に「市民社会」論のテキストを読み返していると、私は以下のことに気付かざるを得ない。すなわち、上記の不均衡経済論それ自体をとってみればむしろスミス以前の事である、ということに。何となればスミスは「なぜ均衡するのか」を注意深く論証しているのに対して、ヘーゲルはこれに匹敵し得る「なぜ均衡は崩れるのか」の論証を与えていないのだ。これをヘーゲルの単なる不注意、経済学的思考力の欠如ととることはしかし、安易に過ぎる解釈であろう。

そこで「市民社会」論の全体を見渡してみよう。

「A 欲求の体系」の市場経済分析は通常、スミス分業論の継承と見なされている。それは確かに誤りではない。しかしその中の「c 資産と諸身分」を読むならば、すぐさまスミスとの根本的な異質性に気付かされざるを得ない。

スミス『国富論』の三階級図式は、人々は市場経済における所得源として所有する財産（土地、資本、労働）の種類に応じて各階級に編成される、としている（I. xi. p.7）のに対し、ヘーゲルの三身分図式は、人々はそれ自体一つの有機的なシステムとして把握された市民社会の「普遍的資産に参与してその配分に与かる方法（Zu §201）」の相違によって各身分に編成される、としている。その「普遍的資産に参与してその配分に与かる方法」自体を資産として考えることもできるが、そうするとスミスと異なって、これらの資産をアンソニー・ギデンズのいうマーケット・キャパシティ<sup>(1)</sup>として一括できなくなる。これらの資産が市民社会への参加可能性であることに変わりはないが、しかし市場への参加可能性ではない。それはむしろ国家への参加可能性である（§201～§202）。国家への忠誠のありよう、貢献の仕方によって、農業身分、商工業身分、官吏身分の三つの身分が区別される。スミスにとってとは違い、ヘーゲルにあって農業は産業、市場経済の一部門であるというより、その前提にあってそれを可能にするものなのである。農業の余剰が商工業を可能にする、というのみならず、大地とともに生きる農業身分の心性は、市民社会の心術の基層をなす（§203～§205）。商工業身分は市場での自由な活動を通じて社会により一層の富をもたらすが、社会全体への配慮を欠く。社会全体への配慮は官吏身分の領分である。

さらにヘーゲルにおける商工業身分の内部構造を見てみても、スミスのごとき雇用者と被雇用者の区別、といった発想は見られず、その内部における差異化＝構造化の原理は職業の違いとなっている（§204, §250～§255）。即ち、ヘーゲルにおいては、貧民は身分的カテゴリーとしては明確に析出さ

れない。せいぜいが、商工業身分の中の貧しい層、という以上の規定を与えられていない。この点が、それ自体一つの階級であり、かつ「人民の大多数」を占めるスミスの労働貧民との違いである。

そして実は、このように身分論に着目した場合、ヘーゲルはスミスよりもむしろスミス以前の政治経済学者たち、例えばサー・ジェイムズ・ステュアートの方に似通った姿を見せているのである。若きヘーゲルがステュアート『経済学原理』の独訳に親しんでいたことはよく知られている<sup>(2)</sup>。

そこで「重商主義の教条の体系的完成者（マルクス）」と呼ばれるステュアートの『経済学原理』の説くところを改めて見てみよう。歴史の早い段階、農業が行われる以前においては、人口は大地の恵みによって規定される。ところが労働による農耕が始まると、大地の生産力が向上し、余剰食糧が発生する。ここから人口増加が始まるわけである（Book I）<sup>(3)</sup>が、重要なことは、一国においていったん始まった人口増加はもはやその国の大地の生産力のみによっては左右されない、ということだ。農耕から解放された人口（free hands）のうち、土地や貨幣などの富を所有していないものは、商工業に従事し、その需要は国内の富者の奢侈と、外国貿易によって賄われる。ところが、この商工業で得た収益でもって生計を維持する彼らが購入する食糧は、外国からの輸入品でもよいのである。それゆえ人口増加は、輸出セクターが食糧輸入を賄うに足る収益を上げられるかぎり続く、ということになる（Book II）。そして実際、一国内での大地の生産力はやがて頭打ちとなり、人口は農業によってではなく商工業によって規定される局面が到来する。

この過程の中で、三つの身分が登場してくることが分かる。まず耕作者、農業従事者たちであり、歴史の始源においてはこの身分のみが存在する。やがて余剰食料が生じて非農業人口 free hands が登場してくるわけであるが、これは二つの身分に分かれる。第一に土地所有者、貨幣所有者、すなわち自

ら労働してその生活を支える必要のない富者であり、第二にそうではないところの商工業者である。

もちろんヘーゲルの身分論とステュアートのそれとの間にも根本的な相違が存する。それは国家の論理と経済の論理の相違からくる、と言ってもよい。例えば、ヘーゲルのそれには官吏身分というものが存在しているが、ステュアートにおいてはそのようなカテゴリーは括られていない。またヘーゲルは貴族を含めた土地所有者と、自作農、小作農、農業労働者を含めた農民を引っ括めて農業身分としてカテゴライズしている。両者の間では身分をカテゴライズする論理が食い違っているのである。しかしスミスと対照してみた場合、農業と商工業を身分を分かつかテゴリー区分となす、という点での共通性がすぐさま目に入ってくる。

更に、経済不均衡論においても同様のことが言える。ステュアートは、自らの市場分析において、ヘーゲルには欠けていた「何故均衡しないのか」の論証を与えているのである。その論証を一瞥してみよう。その骨子は、経済システムにおける第一動者である人口と、市場での取引との間にフィードバック・ループが成立していない、というものである。先述の通り、歴史が進むにつれて人口を規定するのは農業ではなく商工業となる。ところで製造業者のなす仕事 work (ステュアートは商工業については供給 supply の代りにこの語を用いる) と需要とは一致するとは限らない。ステュアートが語っているのは、もし現在において需要と供給とがおおむね均衡しており、かつ両面的競争の状態が保たれているならば、当面はこの均衡が維持される (Book II, ch.7) が、しかしこの均衡は長期的には必然的に崩れる、ということである。なぜ崩れるのか。それは、増大を続ける人口が、不可避的に生活資料価格の高騰を引き起こし、それが生産物価格に転嫁されざるを得ないからである (Book II, ch.11)。これに加えてさらには、後発国の競争相手の圧力にかなわなくなるときが必ずくる、という後世の国際経済学におけるプロダクトサイクル理論<sup>(4)</sup>を思わせる分析すら動員されて、生産物価格の高騰

と、それによる需要の減退は不可避とされる (Book II, ch.12)。そしてこうした不均衡を救い、製造業者の生活水準を抑制し、それによって価格を低く押さえて競争力を保ちつつ、いよいよよくなったなら財政出動による有効需要創出によってその仕事を確保する、という為政者の政策的介入が要請されるのである。ここで長期的、大域的にみた場合、為政者の介入は正しく安定化要因であるが、人口増加の方はむしろ攪乱要因である。にもかかわらず、「製品価格の上昇は需要を減らし、結果として（職人の死亡によってであれ、世代交替によってであれ、はたまた転業によってであれ）当該部門の人口は減少して、均衡が回復する」という推論はなされていない。

①、②の引用に見られるヘーゲルの不均衡経済論は、上記のステュアートの所論をそのままになぞっている、というわけではないにしても、少なくともそれを踏まえて展開されている、という点についての状況証拠は揃っている。そしてステュアートによる不均衡の分析が、土地制約、人口調整機構の不在、そして生活様式の固定性をキーポイントとしている、という点は明らかである。すなわち、ステュアートにとってその不均衡論と身分論とは、不可分なのだ。身分という一定の充実した実体が想定されていて、その人口増加率も生活様式も固定的であるということが、市場の取引の自己調整機能にとっての限界を画するのだ。これは、力点の置きどころの微妙な違いはあるものの、経済不均衡の分析という一点に限っては、ヘーゲル「市民社会」論においても同様であることは、先の引用からも明らかであろう。

以上から、ヘーゲルの「市民社会」論がスミス以前的な側面を持つ、ということの意味が明らかとなったであろう。それは分業のシステムとして把握されている限りにおいてはスミス『国富論』の継承であるが、そこには「見えざる手」の担い手としての「資本」「労働」が欠けているのである。

それではヘーゲルの描く「市民社会」には、スミスが「資本」「労働」に託したような「内在的同一性」が全く欠けているのだろうか？そのシステム

ティックな統一性はもっぱら外側から、つまりは国家によって与えられるのであろうか？そうではない。この点について、節を改めて検討することとしよう。

[註]

- (1) アンソニー・ギデンズ『先進社会の階級構造』市川統洋訳、みすず書房、1977年（原著1973年）、101頁。
- (2) 大野精三郎「ヘーゲルにおける古典派経済学の把握」一橋大学『経済研究』第4巻第7号、1965年、Norbert Waszek, *The Scottish Enlightenment and Hegel's Account of 'Civil Society'*, Kluwer Academic Publishers, 1988.
- (3) 以下ステュアート『経済学原理』への引照については、括弧内に大文字ローマ数字で編（Book）、アラビア数字で章（Chapter）のそれぞれ番号を示す。
- (4) もともとはレイモンド・ヴァーノンによる。応用例としてロバート・ギルピン『多国籍企業没落論』山崎清訳、ダイヤモンド社、1977年（原著1975年）。

### 3 陶冶の機構と対貧民政策

ここで視点を切り替えて、スミスとヘーゲルそれぞれにおける、市民的主体の形成機構論を検討しよう。つまり本稿の初めに触れた、陶冶論の視角である。

#### a スミス

スミス『国富論』によれば「文明社会」、市場経済の分業システムはそれに参加して生きる人々を、その担い手たるに相応しく陶冶していく性能を持っている。『道徳感情論』<sup>(1)</sup>と『法学講義』<sup>(2)</sup>で展開された同感 sympathy 理論は、「行為の一般的諸規則 general rules of conduct」へと人々が自らの振る舞いのありかたを合わせ、「不偏不党の観察者 impartial spectator」の視点を獲得していく機序の解明を与えるものであったが、『国富論』における市場経済は正しくこの「行為の一般的諸規則」を生み出す母型としての、また同時にその「規則」へと人々を従わせ、「不偏不党の観察者」を内面化させる規

律・訓練 discipline<sup>(3)</sup>の装置としての性格を持っている。

これを反対側から見るならば、文明社会の中で陶冶された人々は、そこに適応して生きることによって、まったく意図せずして文明社会それ自体を維持し、再生産していく、ということである。

これを更にいくつかのレベルに分けて考察すると分かりやすい。第一に、やや便宜的に、マイクロレベル、個々人の行為のレベルに焦点を合わせてみよう。なぜ、またいかにして人々は「行為の一般的諸規則」に従い、更には「不偏不党の観察者」の視点を内面化していくのか？ここで確認しておくが、スミスの言う同感とは、他者の内面的な感情、感覚などをテレパシー的に文字通り察知することなどではなく、他者のおかれた状況に仮に自分が置かれていたとしたらどう感じるか、という「想像上の立場の交換」を行なうことである。その上で他人の置かれた状況、そこでの他者の振る舞いに対して、自分であればどう感じるか、どう振る舞うか、といった基準でその是非を問うのである。更にその操作を他人にとっての他人である自分に反転させる。そして他人の目から見て自分の振る舞いは同感されるに値するかどうか、を同感の操作を自乗することによって判定するのである。このようにして自己に内面化された他人の視線、これが任意の他人のそれと呼べるまでになったものが、「不偏不党の観察者」なのである。

こうした自乗化された同感のメカニズムに加えて、人は本来、他人に同感されることを望むものである、という想定が、『道徳感情論』における市民的主体の陶冶論の基本的な結構を形作っている。「行為の一般的諸規則」への随順は同感されることの快楽というプラスの、そしてそこからの逸脱は同感されないことの不快というマイナスのサンクションをそれぞれ引き起こすのである。すなわちここでは、逸脱を自己修復するネガティブ・フィードバックを通じて、個々人の振る舞いを「行為の一般的諸規則」から逸脱しないように制御するサーボメカニズムが成立している。『国富論』ではこれが自己愛に基づく交換へと人を駆り立てる基本原理として前提とされているのであ

る。

第二の、マクロのレベルに目を転じよう。このように一般的な原則にしたがって生きている人々の振る舞いが相互に衝突せず、この原則を維持し、すべての人々の生存と幸福を結果的に保証するということの弁証こそ、『国富論』の主要課題である。そして「見えざる手」ということばは、どちらかといえばこのマクロ的な文脈において用いられているものであることに注意しておいた方がよい。『国富論』については前節に見た通りである。更に『道徳感情論』における対応箇所を探すと、第4部第1章のいわゆる欺瞞論に行き当たる。「見えざる手」の句が用いられている箇所を引用すると、

「土地の生産物はあらゆる時代を通じて、それが養うことのできる人口数にはほぼ近い人口数を養うものである。富者はかような生産物の集積の中からわずかに最も貴重なものならびに最も気に入ったものを選択するにすぎない。彼らは貧民に比べてほんの少しばかり多く消費するにすぎず、そして彼らの生まれつきの利己主義と貪欲にもかかわらず、すなわちたとえ彼らは自分だけの利便をはかるつもりであるとしても、また彼らが数千の人々を雇い、それらすべての人々の労働によって到達しようと企図する唯一の目的が、彼ら自身の空虚で不健全な、欲望の満足であるとしても、彼らは自己のあらゆる改良の生産物を貧民に分配する。彼らは見えざる手に導かれて、もしもその土地がその上に住むすべての人々の間に平等の面積をもって分割されているとすれば、その場合におそらく行なわれるに違いないと思われるのとほとんど同様の生活必需品の分配が行なわれるようになり、そしてこのようにして何ら企図せずまた何ら関知せずして、社会の利益を促進し、種族増殖のための手段を提供するようになるのである。(TMS, IV. 1.10)<sup>(4)</sup>

以上の引用箇所、並びに先の『国富論』からの引用箇所でも論じられているところの、「見えざる手」の導きによって実現した「意図せざる結果」は、個々人の意図の観点からしてはもちろん、「行為の一般的諸規則」の観点からしても「意図せざる結果」であることを確認しておこう。分かりやすく言

い直すならば、こういうことである。マイクロレベルで考えてみた場合にも、人が「行為の一般的諸規則」に従うのは必ずしもそう意図するがゆえにではなく、むしろ規則への随順は「意図せざる結果」であるには違いない。しかしこうしたマイクロな一般的規則それ自体のマクロ的效果をとってみるならば、そこにも類似の論理がはたらいているのである。

そもそも自愛心は「一般的諸規則」であるが、それ自体は当然ながら公共の利益を志向してはいない。つまり、それ自体は直接に人を公共の利益を目指すように規律しはしない。しかし個々人のそうした自愛心に基づく行動が、結果的に社会全体の利益に結び付く、というのが「見えざる手」の含意なのである。例えば交換の規則は、交換の当事者双方の利益を志向していても、社会全体の利益を志向してはいない。だが、社会全体での交換のネットワークはその「意図せざる結果」として、公共の利益をも達成するのである。

更に、『道徳感情論』の上記引用箇所以後続する以下の記述にも注目したい。

「これと同じ原理、これと同様にしてシステムを愛すること、またこれと同様にして秩序の美、技巧の美、考案の美に心を奪われることががしばしば公共の安寧を促進する諸制度の制定を勧告する上に役立つのである。(TMS, IV. 1.11)」

この一文は、「行為の一般的諸規則」それ自体が「見えざる手」の誘導の下にあって生成変容していくものであることを示唆している、とは言えないだろうか？私は何も、「システム」「制度」といった語にのみ注目してこのようなことを言っているのではない。ここには興味深い政策論が提示されている。『道徳感情論』のこの一節を読めば、おそらくスミスの視野には、『国富論』の全体が雄弁に語るところの、政策的介入を無用とする「見えざる手」のみならず、政策それ自体をも導く「見えざる手」もまた入っていたに違いないと思われる。

『国富論』にこの議論の対応物を見出だすとすれば、第3篇の都市—農村関係や土地制度についての歴史分析であろう。しかし『国富論』全体の基調をみるならば、そこでは前節で指摘した統治と社会の区別を前提に、おおむねストレートな、つまり「かくかくの目標を達成したければ、しかじかの政策をとるべきである」という素直な政策提言が展開されている。端的に言って、それは政策の「意図せざる結果」に余り触れていないのである。もちろん第3篇の歴史分析はまったくそうではないが、同時代への政策提言の中には、政策の動機・目標・現実の結果のありうべきズレと、そこにもはたらくであろう「見えざる手」についての明示的な言及はない。だが『国富論』がそれを主題化していない、ということと、スミスの射程にそれが入っていないかどうか、とは自ずから別の問題である。

こうしたやや煩雑な議論、すなわち、「見えざる手」はミクロの、個々の規則による人の行為の統制のレベルではなく、マクロの、規則それ自体のシステムの統制のレベルの問題である、という議論に字数を割くことの意味は、後段でのヘーゲルとの比較の際に鮮明になってくるであろうが、ここでも別の角度から駄目押ししておこう。

スミスにとって、ある個人Aにとって別の個人Bに対する同感が可能であるということは、まず第一に、AにとってBの置かれた状況についての想像、推測、スミス研究者のいわゆる「想像上の立場の交換」が可能である、つまりそうした想像、推測を可能ならしめる共通知識や共通感覚、つまりは常識 *common sense* が存在している、ということである。「行為の一般的諸規則」はその一部であろう。しかしそれに止まらず、第二に、そのような常識が有用かつ有意味となるような社会的コンテキストが成立している、ということの意義を指摘しておこう。

一口に「想像上の立場の交換」とは言っても、そもそも人はどのようなことまでを想像できるものなのだろうか。「想像上の立場の交換」が可能であるためには、現実に立場の交換が可能であることが必要である、とまでは言

えない。しかし極端に固定的な身分制社会や、個々の地域共同体が相互にほとんど孤絶している社会など、他の身分・共同体についての情報がほとんど得られない状況の中に生きている個人にとっては、「想像上の立場の交換」が可能である他人の範囲は著しく限られてしまうだろう。全ての社会において、全社会的に通用する常識というものが成立するわけではなく、そうした常識、そして「行為の一般的諸規則」を結晶させる社会は、固有の構造的特徴を備えているはずである。『国富論』における、個別の職業に拘束されない「資本」「労働」に支えられた自由な市場とは、そうした構造的特徴の一つなのである。

やや長くなったが、まとめておこう。以上に論じたマイクロとマクロの双方のレベルについて、本項初めに論じた二つの側面を見ることができる。マイクロのレベルでは、人は「行為の一般的諸規則」に従うことを通じて、その規則自体を再生産していく。そしてマクロのレベルでは、そのような規則に導かれた個々の人々の振る舞いが、結果的に公共の利益を促進し、社会を全体として存続せしめ、そのことを通じて個々の規則、人々それぞれの生存と幸福を再生産するのである。

最後に、こうした陶冶の機構の中での貧民の位置を確定しておかねばならない。一見したところ『国富論』でいう労働貧民の徳性の衰退は、市場を通じた分業という陶冶の機構の限界、ないしはそれが孕む自己矛盾の存在を示唆しているようにもみえる。しかしすでに1で見ておいたように、ここでいう貧民の墮落は、交換を通じた分業のネットワークとしての「商業社会 commercial society」「文明社会」のルールそれ自体からの彼らの逸脱を、必ずしも意味してはいなかった。むしろそれは狭義の政治、ハイ・ポリティックスや軍事のレベルでの問題を意味していたのである。救貧法批判においても、それが労働貧民の勤労意欲を阻害する、という議論は見当たらない。たしかに貧民が日々従事する仕事は、親方製造業者や大商人などのそれとは異なり、彼らの知性を高めはしない。だが、労働需給のシグナルとしての賃

銀の動きが、順調な資本蓄積を反映してさえいれば、それで貧民の勤労意欲へのインセンティブとしては十分なのである。そして知性徳性の洗練は日々の仕事を通じてのみ得られるわけではもちろんなく、サービスの消費としてもなされるのである。例えば、学校教育。

すでに見た通りスミスは行政的介入による貧民の墮落への対策としての貧民の子弟への学校教育の強制、義務化をあげている。しかし行政的介入とはいっても、その内容が国家的に統制されるわけではない。子弟の教育に十分に金を使える身分のための教育については、まったくの自由競争が望ましい、というのがスミスの判断であり、貧民の子弟の教育への公的介入も、もっぱら財政面での援助に限定されている。そうであれば、例えば仮に貧民の生活水準が、スミス流の意味でまったく自然な「見えざる手」の下での国富の増進の結果として大いに上昇し、彼らにも子弟の教育の支弁が十分可能になったとしたらどうなるのか？ スミスはこうした事態を想定してはいないが、スミスの論理の中に、経済成長の結果として貧民の子弟の教育への公的介入の必要性が減じる、という可能性を排除するものはない。

さて改めて考えてみよう。日々の労働の中で損なわれるが、学校教育によって償われることが期待される知性、徳性とはより具体的には一体どういうものであろうか？すでに私は、それは狭義の政治、ハイ・ポリティックスや軍事のレベルに関わるものである、と示唆した。これを今日の政治思想史研究の流行り言葉で、「シヴィック的徳性 civic virtue」と呼んでもよいのではないか。確かにスミスはストレートな共和政のイデオログではなかった。主体的な営みとしての政治への参加の中によりは、むしろ法に従っての日々の営みの中に市民的徳の具現を見た、「シヴィック」なる語の流行のきっかけを作った、他ならぬJ・G・A・ポーコックの言葉に従うならば）「シヴィル・パラダイム civil paradigm」の思想家であったと言うべきである。そのことによってこそ、政治への参加者ではない、統治にとっての対象でしかありえない貧民の徳についても語り得る理論を彼は構築できたのであ

る<sup>(5)</sup>。しかし先に見たように、分業による墮落がシヴィルの徳をさして損なうものではなく、むしろシヴィック的徳にかかわるものであるとすれば、一体そのことは何を意味するのであろうか？

もちろん、暗黙のうちにスマスは貧民をも含めた共和政の可能性を展望していたのだ、という解釈はありうるが、少々極論であろう。しかし少なくとも、法に従うこと、と、統治に従うこと、の区別、市民社会と国家の区別の問題をここにも読み込むことはできるのではないだろうか。

[註]

- (1) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiment*, The Glasgow edition, I, Edited by A. L. MacFie and D. D. Raphael, 1976. 邦訳は米林富男訳『道徳情操論(上・下)』未来社, 1969~1970年, を参照。
- (2) Adam Smith, *Lectures on Jurisprudence*, The Glasgow edition, V, Edited by R. L. Meek, D. D. Raphael and P. G. Stein, 1978.
- (3) むろんこれはミシェル・フーコーの用語法である。フーコー『監獄の誕生』田村叔訳, 新潮社, 1977年(原著1975年)。
- (4) 以下『道徳感情論』からの引用は、括弧内にまずTMSの略号で本書からの引用であることを示し、続いてパラグラフ番号を記す。大文字のローマ数字で部(Part), 小文字のローマ数字で篇(Section), 最後にアラビア数字で章(Chapter), パラグラフ番号と続く。訳文は基本的に米林訳に従うが、適宜改訳してある。
- (5) civic と civil の概念的対比については, J. G. A. Pocock, 'Cambridge paradigms and Scotch philosophers', in I. Hont & M. Ignatieff eds., *Wealth and Virtue*, Cambridge University Press, 1983. を参照。